

# 障害年金に該当する状態

障害年金が支給される障害の状態に応じて、法令により、障害の程度（障害等級1～3級）が定められています。

\* 身体障害者手帳の等級とは異なります。

## 障害の程度 1 級

他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態です。身のまわりのことはかろうじてできるものの、それ以上の活動はできない方（または行うことを制限されている方）、入院や在宅介護を必要とし、活動の範囲がベッドの周辺に限られるような方が、1級に相当します。

## 障害の程度 2 級

必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害です。例えば、家庭内で軽食をつくるなどの軽い活動はできても、それ以上重い活動はできない方（または行うことを制限されている方）、入院や在宅で、活動の範囲が病院内・家屋内に限られるような方が2級に相当します。

## 障害の程度 3 級

労働が著しい制限を受ける、または、労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態です。日常生活にはほとんど支障はないが、労働については制限がある方が3級に相当します。

### (参考) 障害年金の請求等に用いる診断書様式の種類

- ① 眼の障害用
- ② 聴覚・鼻腔機能・平衡機能・そしゃく・嚥下機能・音声又は言語機能の障害用
- ③ 肢体の障害用
- ④ 精神の障害用
- ⑤ 呼吸器疾患の障害用
- ⑥ 循環器疾患の障害用
- ⑦ 腎疾患・肝疾患・糖尿病の障害用
- ⑧ 血液・造血器・その他の障害用